**電子入札案件における紙入札の取り扱い**

入札参加者に、電子入札による入札参加が不可能な事態が生じた場合、その理由がやむ

を得ないものであるときは、以下の基準、手順のとおり、紙入札参加を行ってください。

■　紙入札での参加を認める基準

以下のようなやむを得ない理由がある楊合は、紙入札での入札参加を認めます。

・住所、商号又は名称、代表者職氏名（受任者含む）の変更により、ＩＣカードの再取得が間に合わ

ない場合

・ＩＣカードの失効、閉塞（ＰＩＮ番号の連続した入カミス）、破損、盗難による再発行手続き中の場合

・パソコン端末のトラブル、通信回線のトラブル等で電子入札に対応できない等、その他やむを得ない

事情があると認められる場合

■　紙入札参加の手順

１．紙入札方式参加届出

上記基準を満たす場合、各入札案件ごとに紙入札参加届出書を財政課に持参し提出して

ください。

上記基準を満たしていることが確認された場合、届出が受付けされます。

紙入札方式参加届出が受付けされた案件については、その後再び、電子入札での入札手続

きに戻すことは出来ません。

２．紙入札書の提出

紙入札参加届出が受付けられた時点で紙入札が可能となります。紙入札書と入札金額積

算内訳書を入れた封筒を持参し提出してください。

※　紙入札書の提出期限は、入札締切日の17時00分です。

※　辞退は、開札日時までに辞退届を提出することにより認められます。

３．紙入札書の開札と電子入札システムへの登録(発注者)

入札執行者は開札時に封筒を開封し、記載された入札金額、くじ入力番号を電子入札システムに

登録します。

※　くじ入力番号の記載がない場合は「０００」番となります。

※　封筒には必ず案件名、業者名及び封緘を行ってください。

　　　　　　また、ホームページの電子入札における紙の入札書での提出方法についてを参考にして

ください。